

前回の主な御意見と論点 3 の追加論点

これまでの検討の経緯

第1回 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する有識者会議（令和5年6月23日開催）

- **【論点1】 提供感染症の候補について**
 - ✓ 制度開始時は**新型コロナウイルス感染症**に関する情報を提供することが妥当
- **【論点2】 連結データベースの候補について**
 - ✓ 事務局案（感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等に関する分析等の達成に資するデータベース（例：**NDB、予防接種DB等**）の例示に**介護DB**も加えてはどうか
- **【論点3】 提供項目の選定に関する考え方について**
 - ✓ 提供項目選定における基本的な**考え方は概ね合意。ただし、以下の指摘があった。**

基本的な考え方	委員からの指摘
①感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等の分析に資するような、医療に関する情報を提供するものであること	✓ 医療に関する情報で本制度の目的は十分達せられる。③との兼ね合いもあり、提供項目は慎重に考えるべき。
②一つ一つの内容を確認することなく、迅速な提供が可能なものであること	✓ データ提供の形態について、個別抽出ではなくデータセットとしての提供も考えられるのではないかと。 ✓ 今後のデータベース活用の幅も狭めないような検討を進めるのがよいのではないかと。
③感染症対策における基本的な調査等が引き続き適切に継続できるよう、第三者提供する内容として、国民の理解が得られるものであること	✓ 積極的疫学調査への協力の観点から、慎重に考える必要がある。
④データの質が確保されているものであること	✓ データの質の変遷などデータ利活用上の留意事項は注意喚起しつつ、その変遷を踏まえた適当な活用方法は利用者に委ねるか。ただし、利用者側へのフォローは提供側からも必要ではないかと。

第1回 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する有識者会議（令和5年6月23日開催）

● その他のご意見

【データの性質等】

- ✓ 義務として提供せざるを得ないということで個人が提供した情報なのか、あるいは任意で提供された情報なのかをどう考慮するかといった視点も必要ではないか。
- ✓ 提供のタイミングについても注意すべきではないか。

【データの提供方法】

- ✓ 提供データのある程度パッケージ化して用意・提供し、研究者側で申請項目以外のデータは使わせないといった運用も考えられるのではないか。
- ✓ データのプリセットを作成しておくという方法も考えられる。
- ✓ データセットを媒体等で渡す場合と、オンサイトセンターに来てもらって研究する場合とで安全性は異なる。また、他のDBで検討中のHIC（クラウド上での連結解析基盤）を利用できるならば安全で迅速な提供ができるようになる。

【第2回論点に係る指摘】

- ✓ 何を提供するかということ（提供項目）は、その提供方法や安全管理の方法とも関係するのではないか。
- ✓ 利用の結果として公表された情報はコントロールできなくなるため、提供ルールと公表ルールは峻別して議論を進めるべきではないか。

- 第1回有識者会議でのご議論を踏まえ、テキスト情報が中心となる積極的疫学調査に基づく情報（行動履歴、健康観察等）、同種の情報である感染経路等の発生届項目については、個人特定に至る情報を多く含むことや、今後の調査に対して国民の理解が得られることに配慮する必要があることから、提供対象としないこととしてはどうか。
- 提供項目の選定に関する基本的考え方に則れば、以下のような提供項目イメージができるのではないか。
- 提供にあたっては、利用申請の内容等を踏まえながら、提供時の審査において提供項目を検討してはどうか。
(提供項目の基本的考え方)
 - ① 感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等の分析に資するような、医療に関する情報を提供するものであること
 - ② 一つ一つの内容を確認することなく、迅速な提供が可能なものであること
 - ③ 感染症対策における基本的な調査等が引き続き適切に継続できるよう、第三者提供する内容として、国民の理解が得られるものであること
 - ④ データの質が確保されているものであること

提供が可能な項目（イメージ）

患者属性（性別・生年月・年齢・住所） 診断情報（診断年月日、病原体に感染したと推定される年月日、発病年月日、死亡年月日 等）
その他（入院の必要性の有無、重症化リスク因子となる疾患等の有無、重症度 等）

→第1回有識者会議等にて委員から出された連結後の活用例

（例）コロナ罹患後の罹患後症状の変化に関する分析

コロナ罹患前後の要介護度・ADL・介護サービス変化の分析

コロナ罹患患者の発病日・死亡日、予防接種接種歴等を用いた分析

※ 当該者住所、当該者所在地、従事する病院・診療所の所在地については、その提供の範囲を原則都道府県単位とし、市町村単位の必要性については審査会にて判断

※ 感染原因・感染経路、感染地域、新型コロナウイルスワクチン接種歴については、自由記載を除く

提供対象としない項目（イメージ）

患者等の個人情報（氏名、職業、電話番号、保護者氏名及び住所・電話番号(感染者が未成年の場合)、医師の氏名、等）

患者の行動履歴・健康観察情報 等